

生産森林組合の

しおり Ver.3



高知県における生産森林組合設立の経緯と現状

生産森林組合設立の経緯

生産森林組合は、昭和26年改正森林法にはじめて規定されましたが、高知県においては、昭和30年、米どころである香長平野を中心に冷害が発生したことから、農家は農地によるコメの生産のみに依存する農業経営に不安を感じ、林業経営を取り入れた農林業一体の経営を行うことで経営の安定を目指すため、生産森林組合を設立し分収造林に取り組んだのが始まりです。

昭和33年3月には、高知県分収造林助成規程を制定し、分収造林事業を行う生産森林組合及び知事が認める社会福祉法人に対し、下刈り、つる切り、除伐、山小屋建設事業等の経費について助成することとしました。

当時は復興期で木材需要も高かったこともあり、昭和53年度に行われた全国植樹祭までに30万ヘクタールの人工林を造成しようとの目標で、多くの方が競って植林に励みました。生産森林組合も、これに呼応して、広葉樹等を伐採してスギ、ヒノキの経済林に切りかえていきました。

また、市町村との分収造林契約、部落有林を対象としたもののほか、林業構造改善事業において国有林の活用がメニューの一つに加えられたこともあって、国有林との分収林契約である部分林の設定により設立された組合や入会林整備にともない設立された組合も多くあります。

○設立年代別組合数

・昭和30年代:53組合、昭和40年代:84組合、昭和50年代:21組合、昭和60年代:2組合、平成11年まで:5組合

○形態別組合数

	(平成25年)	(令和5年 3月31日現在)
・国有地に係る部分林と称するもの	68組合	65組合
・入会林野近代化整備による現物出資によるもの	31組合	30組合
・個人有地に地上権を有しているもの	25組合	19組合
・市町村有地との分収契約によるもの	15組合	15組合
・部落有林に係るもの	13組合	11組合
・県有地との分収契約によるもの	4組合	4組合
・共有林に係るもの	4組合	2組合
・その他(青年の森等)	4組合	3組合
・財産区有林との分収契約によるもの	1組合	1組合
	計165組合	計150組合

※入会林野:ある地域(村)の人が昔からのしきたり(慣行・慣習)で、あるいは村や集落の「おきて」に従って、薪炭材、カヤ、まぐさ、草などを採取するために使われていた山林原野。昭和41年に「入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律」が施行され、所有権の明確化などの近代化が図られています。

○経営面積(平成25年)

165組合合計:5,720ha(最小3ha~最大561ha)

※参考文献:西日本入会林野研究会会報(1999.6発行 第23号)
「高知県における生産森林組合の現況」
高知県入会林野コンサルタント 西森 正信

現 状

ほとんどの組合は組織体制・経営基盤が脆弱で、木材価格の長期低迷等から経営意欲が減退し、また、設立から60年以上経過している組合もあり、組合員の高齢化や世代交代等により運営も厳しい状況となっています。

このような状況の中、平成29年に森林組合法が改正され、生産森林組合を解散せずに株式会社、合同会社及び認可地縁団体へ組織変更ができるようになりました。



I 生産森林組合の性格

種 別	説 明	森林組合法条項
1. 組合の目的	森林所有者の協同組織の発達を促進することにより、森林所有者の経済的社会的地位の向上並びに森林の保続培養及び森林生産力の増進を図り、もって国民経済の発展に資することを目的とする。	第 1 条
2. 組合の人格	法人である。	第 5 条
3. 登 記	森林組合法により登記を必要とする事項は、登記後でないと第三者に対抗することができない。	第 8 条
4. 事業の種類	森林の経営(委託又は信託を受けて行うものを除く。)及びこれに付帯する事業。	第93条
5. 組合員たる資格	次に掲げる者で定款で定める。 ①組合の地区内にある森林又はその森林についての権利を組合に現物出資する個人。 ②組合の地区内に住所を有する個人で林業を行うもの又はこれに従事するもの。	第94条
6. 組合の事業と組合員との関係	①組合員の2分の1以上は、その組合の行う事業に常時従事する者でなければならない。 ②組合の行う事業に常時従事する者の3分の1以上は、その組合の組合員又は組合員と同一の世帯に属する者でなければならない。	第95条
7. 出 資	①組合員は、出資一口以上を有しなければならない。 ②組合の総出資口数の過半数は、その組合の行う事業に常時従事する組合員によって保有されなければならない。	第96条
8. 役 員	①組合は、役員として理事及び監事を置かななければならない。 ②理事の定数は、3人以上とし、監事の定数は、1人以上とする。 ③理事は、組合員(設立当時の理事にあっては、組合員になろうとする者)でなければならない。	第98条
9. 定 款	組合の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。 ①事業 ②名称 ③地区 ④事務所の所在地 ⑤組合員たる資格並びに組合員の加入及び脱退に関する規程 ⑥出資一口の金額及びその払込みの方法並びに1組合員の有することのできる出資口数の最高限度 ⑦剰余金の処分及び損失金の処理に関する規程 ⑧準備金の額及びその積立ての方法 ⑨役員の定数、職務の分担及び選挙又は選任に関する規程 ⑩事業年度 ⑪公告の方法	第42条



Ⅱ 生産森林組合の運営上の留意点

○経理について

- ・生産森林組合も森林組合と同様、企業会計方式による複式簿記により行います。
この簿記は、生産森林組合の経済活動を継続的に一定の手続きに従って記録、計算、整理して、最終的には、その結果を財務諸表(貸借対照表、損益計算書等)に要約し、組合員、債権者等に報告する手続きであるということがいえます。

○県への申請、届け出について

- ・定款の変更を行う場合は、下記のとおり県への申請、届け出が必要です。
【森林組合法第61条第2項】
・定款の変更(農林水産省令で定める軽微な事項に係るものを除く。)は行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。
【森林組合法第61条第4項】
・第2項の農林水産省令で定める軽微な事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。
- ※【定款の変更の認可を要しない軽微な事項】森林組合法施行規則第90条
1 主たる事務所又は従たる事務所の所在地の名称の変更
2 関係法令の改正(条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。)に伴う規定の整理

Ⅲ 生産森林組合の税制

国 税

①法人税

1. 組合の各事業年度の所得金額(当該事業年度の益金から当該事業年度の損金を控除した額)を課税標準とする。
2. 税率:協同組合等: 所得金額のうち年**800万円超**の部分 19%
所得金額のうち年**800万円以下**の部分 15%

②登録免許税

1. 登記登録等について、登記登録等を受ける者に、不動産の価格を課税標準とする。
2. 税率
(1)所有権の保存の登記 1000分 4
(2)所有権の移転の登記
①相続又は法人の合併 1000分 4
②共有物の分割による移転 1000分 4
③その他の原因による移転 1000分20

※地上権を設定して分収契約をしている場合は、契約終了後、地上権の抹消登記が必要な場合がありますので、ご注意ください。



※詳細については、最寄りの税務署にお問い合わせください。

県 税

①県民税

1. 均等割と法人税割(所得金額のない場合は均等割りのみ)が課税される。
2. 税率

- (1)均等割
ア. 資本金等の額が1千万円以下である法人 年額 **20,000円**
イ. 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下である法人 年額 **50,000円**
- (2)法人税割
ア. 資本金1億円以下の組合 法人税額の**3.2%**

※生産森林組合は、収益があがるまで長期間を要することから課税留保中。(S60~)
ただし、所得が生じた場合には法人事業税及び法人県民税(法人税割及び均等割)を申告納付。

②事業税

1. 林業の非課税
林業(注)に対しては非課税とする。
(注)林業とは、土地を利用して養苗、造林、撫育及び伐採を行う事業をいうものであるが、養苗、造林または撫育を伴わないで、伐採のみを行う事業は含まれないものであること。

※詳細については、最寄りの県税事務所にお問い合わせください。

市 町 村 税

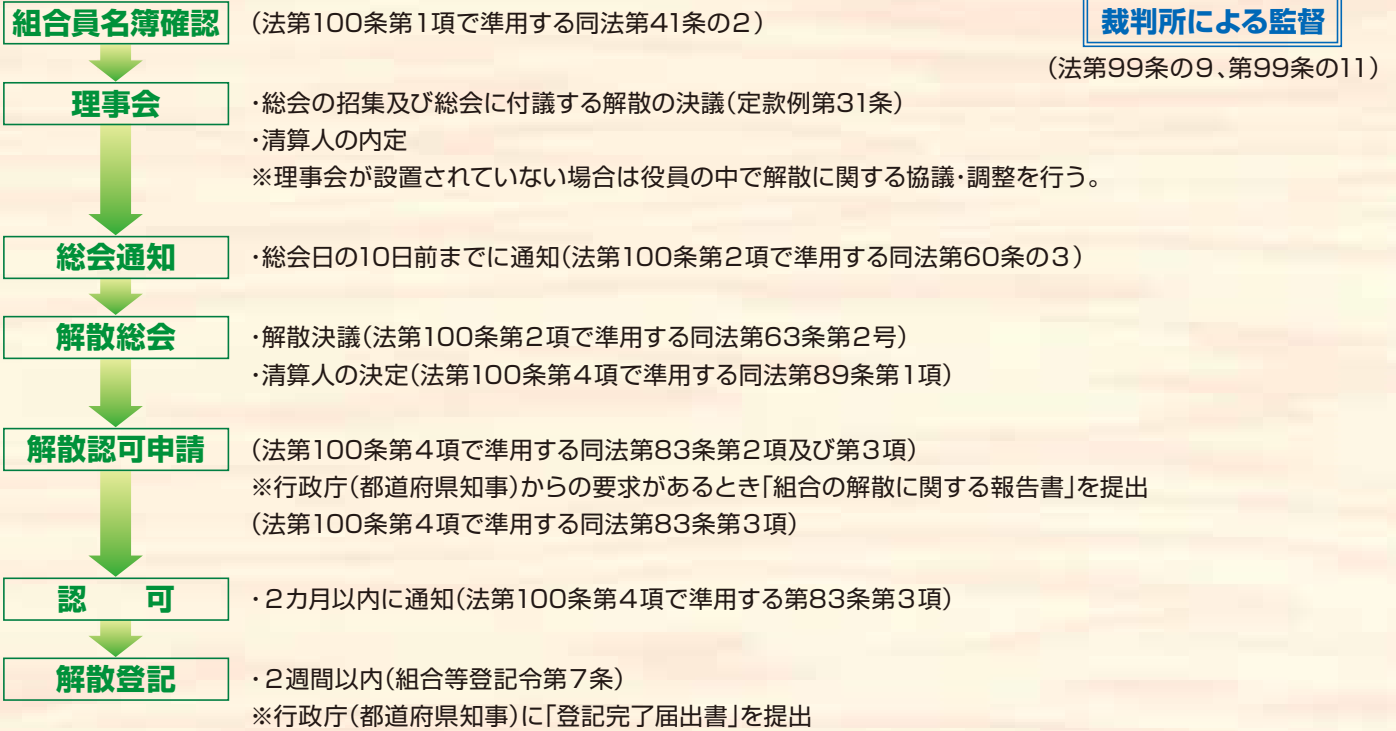
①市町村民税

1. 均等割と法人税割(所得金額のない場合は均等割りのみ)が課税される。
 2. 税率
- (1)均等割
ア. 資本金等の額が1千万円以下である法人 年額 **50,000円**
イ. 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下である法人 年額 **130,000円**
 - (2)法人税割 法人税額の**9.7%**

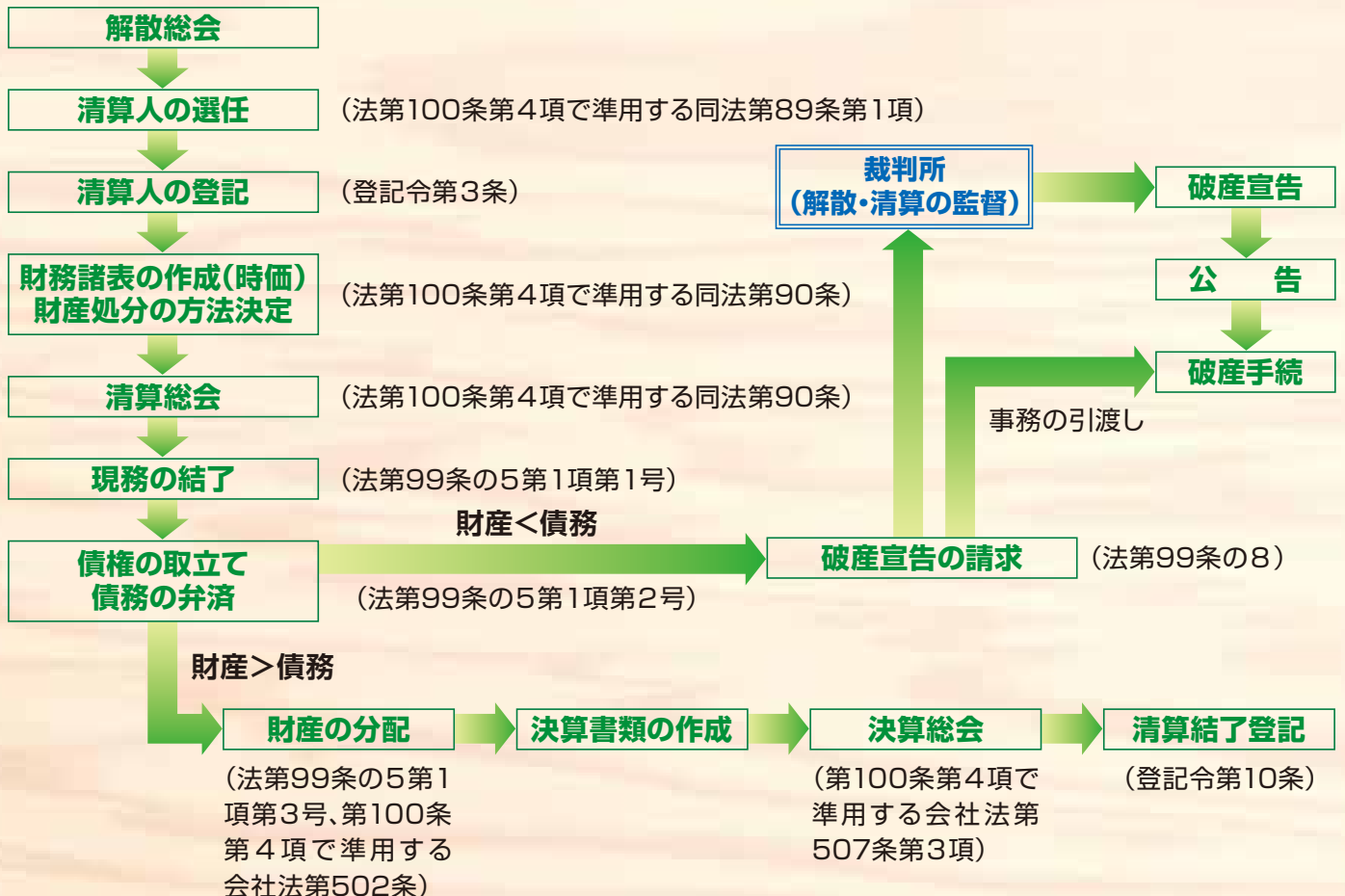
※詳細については、各市町村の税務課にお問い合わせください。

IV 生産森林組合の解散と清算及び組織変更の流れ

解散

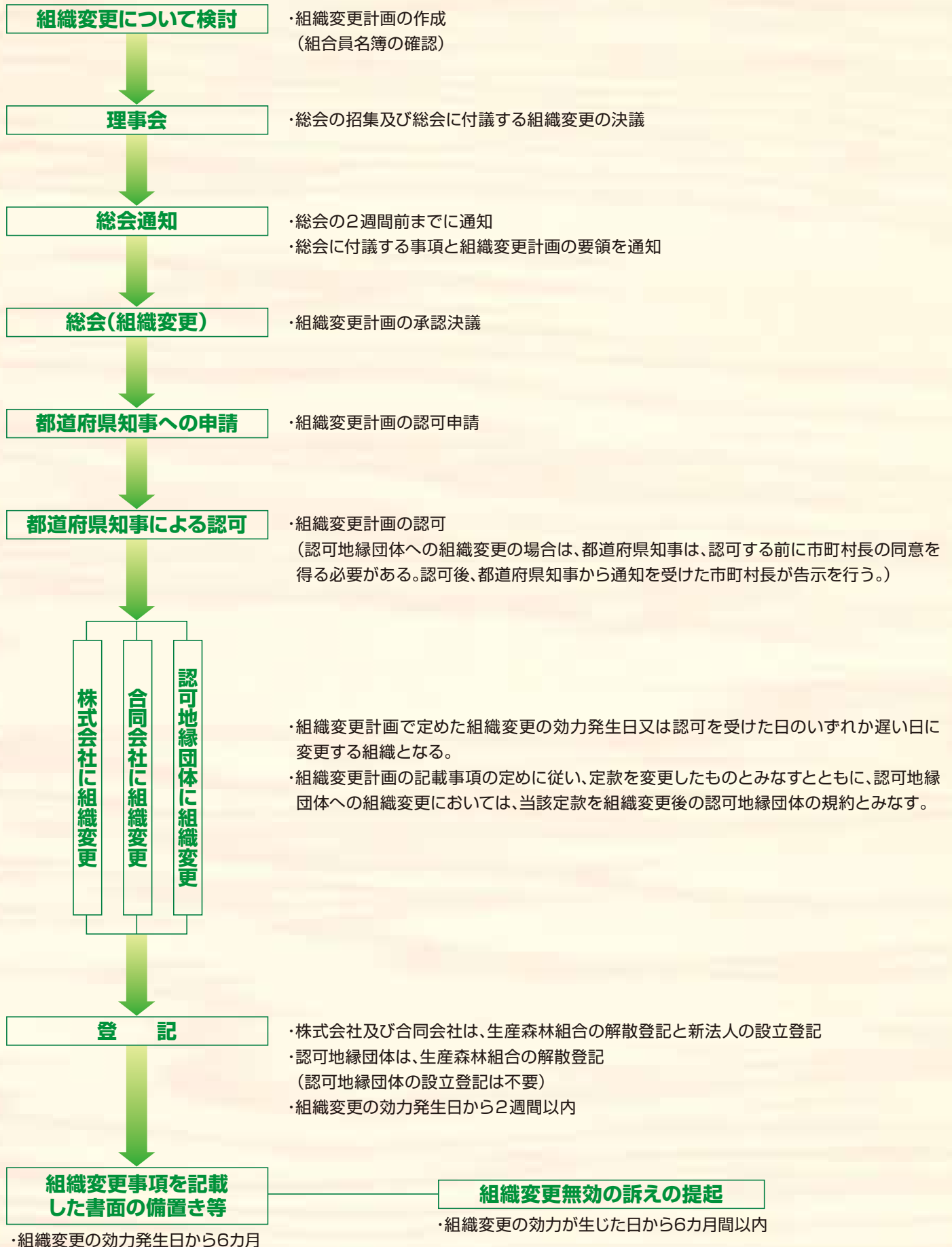


清算



組織変更

平成29年4月1日施行



V 高知県分収造林助成規程(S33.3.31告示)について

過去に高知県分収造林助成規程により、保育事業等への助成を受けている組合については、収益が発生した場合、規程第4条により、下記のとおり収入から費用を差し引いた金額の5%を県に納付していただくことになっておりますのでご注意ください。

高知県分収造林事業助成規定

(県に対する分収金の納付)

第4条 補助金の交付を受けた組合等は、当該分収造林事業から収益の生じたつど、当該収益の100分の5に相当する額を県に納付しなければならない。

分収造林事業助成規程第4条による納付金の取り扱いについて

この取り扱いは、高知県分収造林事業助成規程により助成を受けた生産森林組合等について、規程第4条による県への納付方法等について定める。

(1)「収益」の定義について

助成規程の収益とは、収入から支出を引いたものとして取り扱う。算定については、個別収入－個別経費(収入を得るに当たって支出した額)で行うこととする。

①立木販売による収益

素材生産業者等による買い取り額から販売経費(価格調査委託料、仲介料等)を控除した額

②直営、請負生産等による収益

木材販売価格から生産、販売経費(搬出経費、運送料、市場手数料等)を控除した額

③森林組合への委託生産による収益

委託生産による精算金収入

(2)県に納付する収益の5%の算定方法について

生産森林組合と土地所有者が締結した分収造林契約の内容にかかわらず、収益全体の5%を生産森林組合が納付することとする。

生産森林組合が得た収益(分収益)の5%ではないことに注意。

(3)納付の時期、方法

規程第4条では「収益の生じたつど」となっており、主伐収入、間伐収入等により収益があった時点で行う。納付に当たっては、別に定める様式により報告を行うものとする。

(4)補助金を受けた場合の収益(算定例3)

補助事業により搬出間伐を行った場合の収益については、県から交付した造林補助金等を収入に含めるものとする。

(5)伐採等についての手続き

規程第11条第3号により、事前に別に定める様式により知事の承認手続きが必要となる。

※提出様式等詳細は森づくり推進課にお問い合わせください。





お問い合わせ先

森づくり推進課

〒780-8570 高知市丸ノ内1-7-52 TEL088-821-4571 FAX088-821-4576
E-mail : 030201@ken.pref.kochi.lg.jp

安芸林業事務所

〒784-0001 安芸市矢ノ丸1-4-36 TEL0887-34-1181 FAX0887-34-1144
(生産森林組合事業地数…28)

中央東林業事務所

〒782-0012 香美市土佐山田町加茂777 TEL0887-53-0655 FAX0887-53-0665
(生産森林組合事業地数… 2)

嶺北林業振興事務所

〒781-3521 土佐郡土佐町田井1445-1 TEL0887-82-0162 FAX0887-82-0200
(生産森林組合事業地数…28)

中央西林業事務所

〒781-2110 吾川郡いの町1381 TEL088-893-3612 FAX088-893-0464
(生産森林組合事業地数…11)

須崎林業事務所

〒785-8577 須崎市西古市町1-24 TEL0889-42-2371 FAX0889-43-1279
(生産森林組合事業地数…29)

幡多林業事務所

〒787-0028 四万十市中村山手通19 TEL0880-35-5977 FAX0880-35-5585
(生産森林組合事業地数…52)

発行：高知県林業振興・環境部 森づくり推進課

HP : <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030201/>

